

静岡県告示第378号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

令和3年4月2日

静岡県知事 川勝平太

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
県道 須走御殿場線	駿東郡小山町須走字中ノ沢395番の22から 御殿場市仁杉字中畑ケ731番の10まで
県道 足柄停車場富士公園線	駿東郡小山町須走字中ノ沢372番の3地先から 駿東郡小山町須走字滝ノ沢306番の2まで
県道 足柄停車場富士公園線	駿東郡小山町須走字中ノ沢390番の7から 駿東郡小山町須走字中ノ沢372番の3地先まで

2 指定する期日 令和3年4月10日